

【 資 料 編 】

資料 1 構想の策定フロー

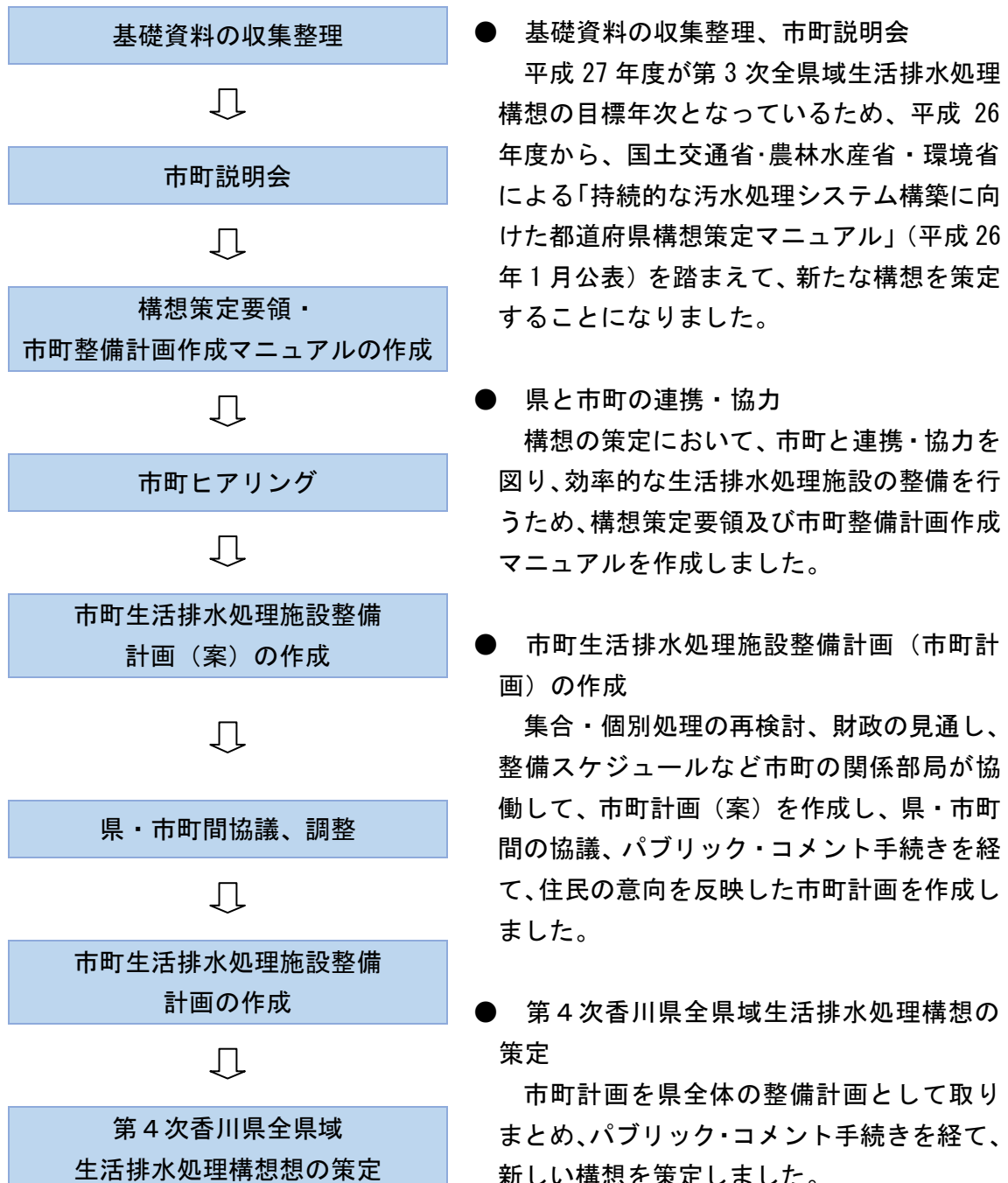
資料 2 市町別汚水処理人口普及率の推移

資料 3 関係条例および通知など

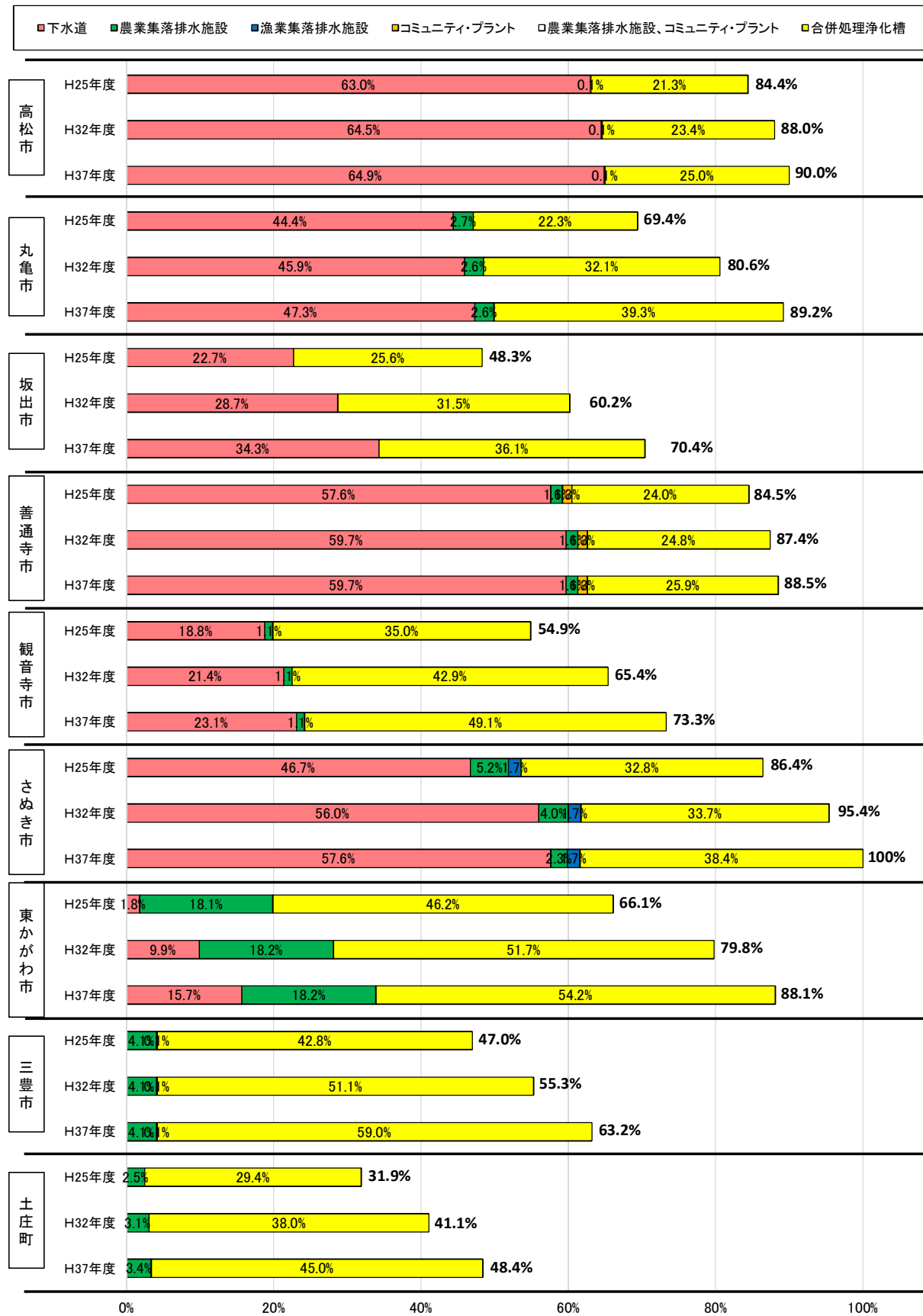
資料 4 主な生活排水処理施設の概要

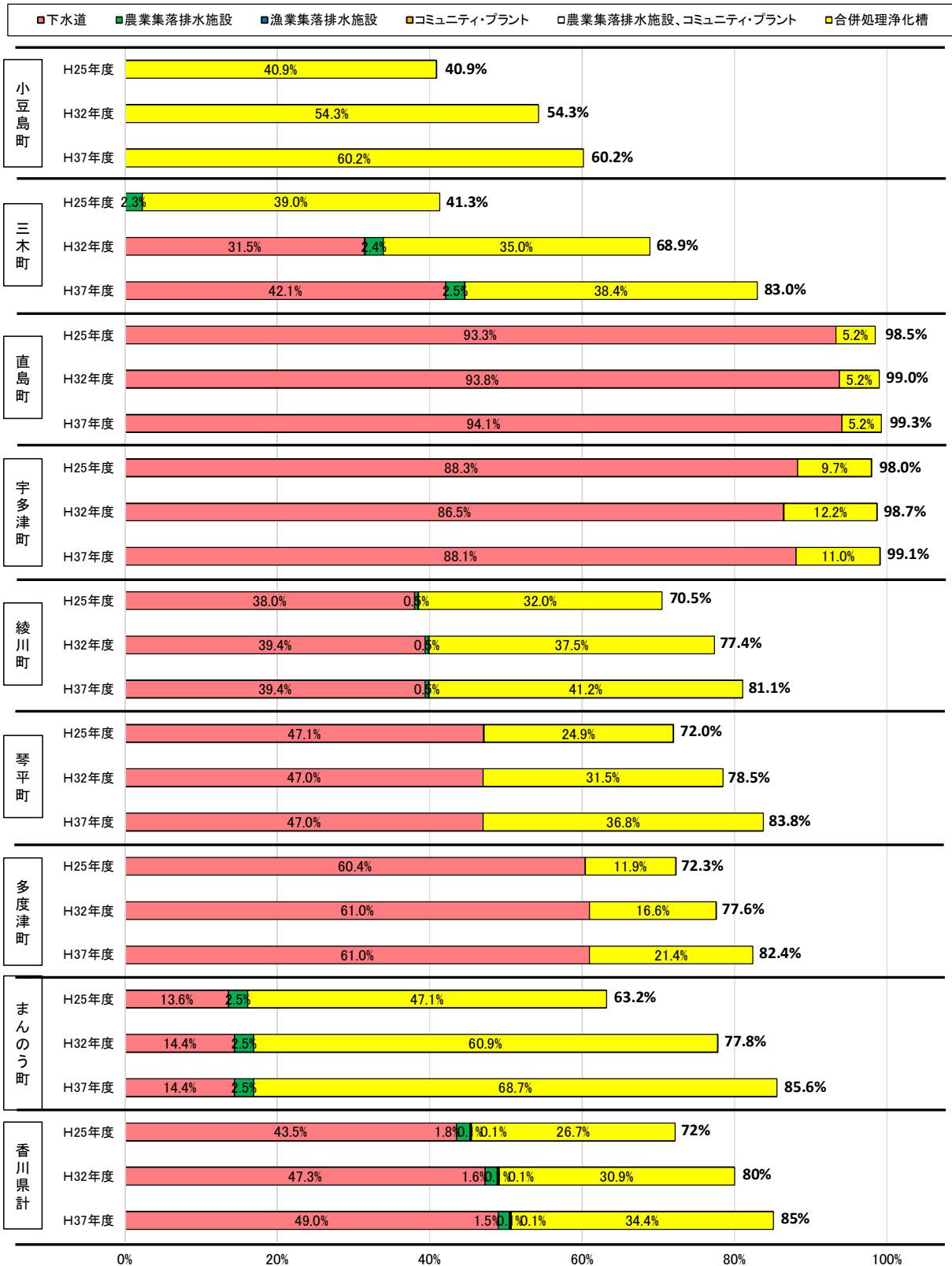
資料1 第4次全県域生活排水処理構想ができるまで

構想は、県と市町が連携・協力して平成26年度から平成27年度に見直しを行い、平成28年3月に策定しました。



資料2 市町別汚水処理人口普及率の推移





資料3 関係条例および通知など

3.1 ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

平成14年3月27日
条例第1号

改正 平成22年7月13日条例第27号

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例をここに公布する。
ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 水環境の保全と創出に関する基本的施策（第6条—第12条）
- 第3章 水環境の保全と創出に関する事業（第13条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、温暖で少雨という瀬戸内海沿岸に特有の気候の下で、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を有し、狭あいな県土に数多くの河川が流れ、ため池、湧（ゆう）水等が点在することにより形成された本県に特有の豊かで変化に富んだ水環境の特性を踏まえ、県下すべての者の参加を求め、これらの者と協働することにより、水環境を保全し、かつ、より質の高いものとして将来の世代に引き継ぐことが重要であることにかんがみ、水環境の保全と創出に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境の保全と創出に関する施策の基本となる事項を定め、水環境の保全と創出のための措置を講ずることにより、人と自然とが共生する潤いと安らぎに満ちた美しい郷土香川づくりを推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「水環境」とは、水及び水辺地を欠くことのできない構成要素とし、水質、水量、生物の生息状況その他の自然的側面及び親水空間、水に関する伝統的行事等の水文化その他の社会的側面を有する自然的社会的環境をいう。

2 この条例において「公共用水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

（県の責務）

第3条 県は、水環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（県民及び事業者の責務）

第4条 県民及び事業者は、自らの日常生活又は事業活動が水環境に多大な影響を及ぼすことを深く認識し、自ら積極的に水環境の保全と創出のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、県が実施する水環境の保全と創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町との連携）

第5条 県は、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町との連携を図るものとする。

第2章 水環境の保全と創出に関する基本的施策

（施策の基本方針）

第6条 県は、水環境の保全と創出に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的にこれを行うものとする。

- (1) 清らかで安全な水を確保すること。
- (2) 健全な水循環を保持する水量を確保すること。
- (3) 多様な生物の生息空間及び生態系を保全すること。
- (4) 快適な親水空間を保全し、及び創出すること。
- (5) 水文化を伝承し、及び水環境を持続的に活用すること。

（水環境保全計画）

第7条 知事は、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、水環境の保全と創出に関する基本的な計画（以下「水環境保全計画」という。）を定めなければならない。

2 水環境保全計画は、本県の水環境の特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水環境の保全と創出に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 水環境の保全と創出に関する地域別の目標及び計画

- (3) 前2号に掲げるもののほか、水環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、水環境保全計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町長及び香川県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、水環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、水環境保全計画の変更について準用する。
- (清らかで安全な水の確保)
- 第8条 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、法第2条第9項に規定する生活排水が瀬戸内海、河川等の公共用水域の水質に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、法第14条の5第1項に規定する生活排水対策に関する県民の理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、工場又は事業場からの排水その他の事業活動に伴う排水による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する指導、農薬及び肥料の適正なる使用並びに家畜排せつ物の有効利用に関する普及啓発、公共用水域の水質の浄化に関する調査研究その他必要な措置を講ずるものとする。
- 一部改正〔平成22年条例27号〕
- (健全な水循環を保持する水量の確保)
- 第9条 県は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林の整備、ダム、ため池等の保全、地下水の適正な利用の促進、節水の促進、下水処理水の再利用、雨水の有効利用等の水の循環利用の促進その他必要な措置を講ずるものとする。
- (多様な生物の生息空間及び生態系の保全)
- 第10条 県は、多様な生物の生息空間及び生態系の保全を図るため、河川、ため池、沿岸海域等及びそれらの周辺の地域(以下「水辺等」という。)における生物の生息及び生育の状況に関する調査、水辺等のうち生物の生息地又は生育地として重要である地域の保全その他必要な措置を講ずるものとする。
- (快適な親水空間の保全及び創出)
- 第11条 県は、快適な親水空間の保全及び創出を図るため、瀬戸内海沿岸に特有の自然景観の保全、水辺等の美化の促進、親水施設の整備その他必要な措置を講ずるものとする。
- (水文化の伝承及び水環境の持続的な活用)
- 第12条 県は、水文化の伝承及び水環境の持続的な活用を図るため、本県固有の水に関する歴史的所産の保存及び活用、水環境と調和した産業の振興、水環境に関する学習の機会及び情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。
- 第3章 水環境の保全と創出に関する事業
- (全県域生活排水処理構想の策定等)
- 第13条 知事は、生活排水処理施設(法第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設をいう。以下同じ。)の整備に関し、県及び市町が行うそれぞれの施策について相互に調整を図り、市町と連携して県下全域における総合的かつ計画的な事業の実施を推進するため、全県域生活排水処理構想(以下「処理構想」という。)を定めなければならない。
- 2 処理構想は、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備を推進するため、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減する効果(以下「水質改善効果」という。)、経済性その他の生活排水処理施設の種類ごとの特性及び生活排水処理施設の整備の緊急性その他の地域の実情を考慮して定めるものとする。
- 3 処理構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 生活排水処理施設の整備の推進に関する基本方針
- (2) 生活排水処理施設の種類ごとの整備目標
- (3) 生活排水処理施設重点整備地域(水質改善効果及び生活環境の改善効果を考慮して、生活排水処理施設の重点的な整備を図ることが適当であると認められる特定の地域をいう。)に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活排水処理施設の整備の推進に関し必要な事項
- 4 知事は、処理構想を定めようとするときは、あらかじめ、市町長の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、処理構想を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、処理構想の変更について準用する。
- 一部改正〔平成22年条例27号〕
- (処理構想の推進に関する助言等)
- 第14条 県は、処理構想による生活排水処理施設の整備を推進するため、関係市町に対し、技術的な助言、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (香の川創生事業)
- 第15条 県は、市町、事業者及び県民等と連携して、香の川創生事業(特定の地域において、美しい郷土香川を象徴し、かつ、県民が誇りと愛着を持つことのできる水環境を保全し、及び創出するための事業であって、市町の申出により、県及び市町が事業者及び県民等の参画を求め、これらの者と協働して実施するものをいう。以下同じ。)を推進するものとする。

- 2 県は、香の川創生事業を実施しようとするときは、市町、事業者及び県民等と共同して、香の川創生事業を円滑に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織するものとする。
- 3 協議会は、香の川創生事業を円滑に推進するため、次に掲げる事項を定めた事業計画を作成するものとする。
 - (1) 事業の基本方針に関する事項
 - (2) 事業を実施する地域
 - (3) 県、市町、事業者及び県民等が果たすべき役割並びに事業の推進体制
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事業を推進するために必要な事項
- 4 協議会は、前項の事業計画を作成しようとするときは、法令等に基づく計画等との整合性を確保するとともに、香の川創生事業を実施する地域の水環境の特性その他の地域の実情を考慮するものとする。
- 5 協議会を組織する者は、第3項の事業計画を尊重し、香の川創生事業の総合的かつ計画的な推進が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第7条第2項各号に掲げる事項について知事が定めている水環境の保全と創出に関する計画は、同条第1項の規定により定められた水環境保全計画とみなす。

附 則 (平成22年7月13日条例第27号)

この条例は、平成22年8月10日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(平成23年3月規則第26号で、同23年4月1日から施行)

3.2 都道府県構想及び見直しに関する通知

衛 環 第 2 7 8 号
7 - 1 0
建設省都下企第66号
建設省都下公第34号
平成7年12月19日

各都道府県

廃棄物処理・浄化槽行政担当部長
農業集落排水担当部長
下水道担当部長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

農林水産省構造改善局計画部事業計画課長

建設部整備課長

建設省都市局下水道部下水道企画課長

公共下水道課長

汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について

国民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりが望まれており、汚水処理施設の整備が急務となっている。

汚水処理施設の整備については、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等により実施されているところであるが、より一層、効率的かつ適正な整備を進めるため厚生省、農林水産省、建設省及び地方公共団体の関係部局は、従来にも増して相互に連絡を密にし、調整、協力を促進することとする。

今後、地方公共団体においては、汚水処理施設の整備に係る部局間で連絡会議を設置するなどして、汚水処理施設の整備に関して十分な連絡調整に努めるとともに、都道府県においては、左記基本方針に基づき汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を策定し、円滑なる事業の推進を図られたい。
なお、貴管下市町村に対する周知方願います。

記

- 1 本構想の策定にあたっては、市町村の計画、構想等をもとに、広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県の全域を対象に合理的な構想とすること。
- 2 地方公共団体は、各種汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、汚泥の処理等の将来の維持管理、汚水処理施設整備の緊急性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法の選定を行うこと。
- 3 本構想の策定にあたっては、都道府県の関係部局は、相互に連絡を密にし十分な調整を図るとともに、市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映すること。
- 4 本構想は、情勢の変化に応じ、また市町村の意向等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

14農振第1721号
14水港第2545号
国都下事第285号
環 対 第 7 6 0 号
平成14年12月4日

〇 〇 県 知 事 殿

〔 廃棄物処理・浄化槽行政担当課
 農業集落排水担当課
 漁業集落排水担当課 扱い
 下水道担当課 〕

農林水産省農村振興局計画部長

農林水産省農村振興局整備部長

水産庁漁港漁場整備部長

国土交通省都市・地域整備局下水道部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

都道府県構想の見直しの推進について

各都道府県においては、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」
(平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34

号)に従い、「都道府県構想」が策定され、効率的かつ適正な汚水処理施設整備の推進が図られているところである。

しかし、近年の社会情勢等の変化により、現在の「都道府県構想」が実情にそぐわないこと等も考えられることから、各都道府県においては、下記の留意事項に従い「都道府県構想」の早急な見直しの推進を図られたい。

なお、既に「機関委任事務制度の廃止後の農林水産省関係通達の取扱いについて」（平成12年3月31日12文第53号 農林水産事務次官通知）、「地方分権に伴う都市行政に係る既存の通知等の取扱いについて」（平成12年12月25日 建設省都政発第85号）、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う通知の取扱いについて」（平成12年3月31日 生衛発第607号）などで周知しているとおり、「都道府県構想」に関連する通知^{※1}（本通知を含む）は国から都道府県に対する技術的助言、「都道府県構想」は都道府県から市町村に対する技術的助言としての性格を持つものである。したがって「都道府県構想」の見直しに当たっては、市町村と連携を図り市町村の意向を十分に反映されたい。

※1 「都道府県構想」に関連する通知

- ・ 汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について（平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34号）
- ・ 汚水処理施設の整備に関する連絡調整について（平成11年1月19日 衛環第2号・11-1・建設省都下企第2号・建設省都下公第2号）
- ・ 汚水処理施設の効率的な整備の推進について（平成12年10月11日 衛環82号・12-1・建設省都下企第43号・建設省都下公第28号）
- ・ 費用効果分析手法の統一について（平成13年12月14日 13農振第2376号・国都下企第60号・国都下事第523号・環境対第534号）
- ・ 統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について（平成13年12月20日 13農振第2410号・国都下企第61号・国都下事第530号・環境対第552号）

記

1. 既策定の都道府県構想の見直しに際して、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日 衛環第278号・7-10・建設省都下企第66号・建設省都下事第34号）に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法の検討を行うこと。
2. その際には、都道府県構想策定時との社会経済情勢の変化を反映させるとともに、経済比較に用いる建設費、耐用年数等の基礎数値については、「統一的な経済比較を行うための建設費等の統一の修正について」（平成13年12月20日 13農振第2410号・国都下企第61号・国都下事第530号・環境対第552号）を参考に、地域の実態に応じた最新の知見に基づくものを用いること。

19農振第1045号
19水港第1801号
国都下事第226号
環廃対発第070914001号
平成19年 9月14日

各都道府県

農業集落排水担当部長
漁業集落排水担当部長
下水道担当部長
廃棄物処理・浄化槽行政担当部長 殿

農林水産省農村振興局企画部 事業計画課長

整備部 地域整備課長

水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道事業課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について

汚水処理施設の整備については、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日 衛環第278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）及び「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日 14農振第1721号、14水港第2545号、国都下事第285号、環廃対第760号）により都道府県構想の策定・見直しについて通知しているところである。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、また、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることに伴い、汚水処理施設の整備の効率化が急務となっている。したがって、これらの諸情勢の変化に対応するためには、関係部局間の連携を一層強化し、より効率的な汚水処理施設の整備手法を選定することが必要である。

これまでも社会情勢等の変化に応じて都道府県構想の見直しが進められてきたところであるが、都道府県においては、下記の留意事項を踏まえ都道府県構想の早急な見直しを推進するとともに、都道府県構想のもととなる市町村の汚水処理施設整備の構想についても留意事項を踏まえて見直すよう技術的助言を行うなど貴管内市町村と連携を図りたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 社会情勢の変化等の反映

- ①今後本格的に人口減少が進み、高齢化とも相まって地域全体の社会構造、とりわけ、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態が大きく変化することが見込まれることを踏まえ、適切に将来の人口想定を行うこと。
- ②都道府県の全域において汚水処理施設が整備される構想とすることを基本とすること。
- ③整備手法の見直しにあたっては、各種汚水処理施設の有する特性を踏まえた上で、地区（集落や排水区等）ごとに、今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、建設及び維持管理に係るコスト比較を行い、当該地区の特性、水質保全効果、維持管理等と併せた総合的な判断に基づいて、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討すること。
- ④市町村合併による行政区域の再編も踏まえ、最適な整備手法となるように検討を行うこと。
- ⑤検討の方法や経済比較のための建設費等の基礎数値については最新の知見に基づくものを用い、地域の実情に応じた検討を行うこと。
- ⑥各汚水処理施設の整備について、予定区域のみならず、予定時期も可能な限り表示すること。
- ⑦将来人口の想定と実態に差違が生じうること等を踏まえ定期的（5年を基本とする）に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合わせて適宜見直しを行うこと。

2 連携の強化

各汚水処理施設の所管部局間で各事業の整備進捗や維持管理状況についての情報を共有するなど緊密な連絡調整を図り、地区の実情に即した効率的な汚水処理施設整備が行われるように連携すること。

3 住民の意向の把握

あらかじめ構想の案を公表するなど情報公開を積極的に行い、住民の意向の把握に努めること。

25農振第1853号
25水港第2573号
国水下事第50号
環廃対発第1401301号
平成26年1月30日

各都道府県

集 落 排 水 担 当 部 長
下 水 道 担 当 部 長
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

農林水産省農村振興局整備部 農村整備官

水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について

汚水処理施設の整備は、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日付、環第278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）、「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日付、14農振第1721号、14水港第2545号、国都下事第285号、環廃対第760号）及び「人口減少等の社会情勢を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」（平成19年9月14日付、19農振第1045号、19水港第1801号、国都下事第226号、環廃対発第070914001号）により都道府県構想の策定・見直しについて通知しているところである。

今般、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すため、農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して設置した「都道府県構想策定マニュアル検討委員会（委員長 古米

弘明 東京大学大学院教授)」での審議を踏まえ、3省統一の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(以下、「新マニュアル」という。)を策定したところである。

これまで都道府県構想については、定期的(5年を基本とする)に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合せて適宜見直しを行うようお願いしているところであり、都道府県においては、新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進するとともに、都道府県構想のもととなる市町村の污水处理施設整備の構想についても新マニュアルを踏まえて見直すよう技術的助言を行うなど貴管内市町村と連携を図られたい。

なお、新マニュアルの趣旨は下記の通りであり、都道府県におかれては、貴管内市町村に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 未整備地区における污水处理の早期概成

- ・污水处理施設の整備区域の設定にあたっては、各種污水处理施設の有する特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案すること。
- ・人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しを行うこと。その上で、今後10年程度を目途に污水处理の概成(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること)を目指した各種污水处理施設の整備に関するアクションプランの策定を行うこと。
- ・アクションプランの策定に際しては、整備に長期間要する地域については、早期に污水处理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
- ・水環境の保全(高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用(農業用水としての再利用等)、汚泥の利活用(エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等)の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向等も勘案すること。

2 既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理

持続可能な污水处理の運営を行うため、既整備地区において長期的(20~30年)な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討すること。

3 その他

- ・都道府県構想の見直しは、污水处理に関する部局を中心に、関連部局と緊密な連絡調整を図り、市町村と連携して行うこと。
- ・実効性のある都道府県構想を策定するため、基礎調査段階からの住民意向の把握に努めるとともに、策定した都道府県構想の内容や進捗管理のためのべ

- ベンチマーク（指標）の公表を行い、都道府県構想の見える化を図ること。
- 汚水処理の早期整備のため、各都道府県内において先行して策定した市町村のアクションプランを都道府県構想に先行して公表することも検討すること。
 - 都道府県構想策定後は目標の達成に向け、ベンチマーク（指標）をもとにした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表すること。

資料4 主な生活排水処理施設の概要

区分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	コミュニティ・ プラント	浄化槽市町村整備 推進事業	浄化槽設置整備事業 (個人)
目的	都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の保全に資する。	自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	農業集落における農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。	漁港の機能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図る。	地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	水道水源の保全のために生活排水対策の緊急性の高い地域において市町村が設置主体になって個別浄化槽の面的整備を行う。	下水道未整備地域における雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化に対処する。
設置主体、維持 管理主体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体、土地改良区等	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	個人
根拠法または 予算上の措置	下水道法	下水道法	農業集落排水事業（集排単独）ほか	漁業集落環境整備排水事業ほか	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	浄化槽法、浄化槽市町村整備推進事業ほか	浄化槽法、浄化槽設置整備事業ほか
制度の創設時期	昭和33年（下水道法制定）	昭和50年（特定環境保全公共下水道）昭和61年（簡易な公共下水道）	集排単独（昭和58年）農山漁村地域整備交付金のうち農業集落排水事業（平成24年）	漁業集落排水施設（昭和53年）農山漁村地域整備交付金のうち漁業集落排水事業（平成24年）	廃棄物処理施設設置整備補助（昭和41年）	特定地域生活排水処理施設（平成6年）、汚水処理施設整備交付金の事業（平成17年）	浄化槽法（昭和62年）変則浄化槽（昭和63年）
対象地域	主として市街地	市街化区域以外の自然公園区域、農山漁村、水質保全上と国緊急を要する区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域（これと一体的にいい整備することを相当とする区域を含む。）内の農業集落	漁港漁場整備法により指定された漁港の背後集落	特に制限なし	浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域	①下水道法予定処理区域以外の地域で脚注※の（ア）～（キ）のいずれかに該当する地域 ②下水道の整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、脚注※の（ア）または（イ）のいずれかに該当する地域 ③水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第5条の規定に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備区域

※浄化槽設置整備事業の対象地域

（ア） 湖沼水質保全と区別措置法第3条第2項で規定する指定地域

（イ） 水質汚濁防止法第14条の7第1項で規定する生活排水対策重点地域

（ウ） 水道水源の流域

（エ） 水質汚濁の著しい河川排水域の流域

（オ） 水質汚濁の汚濁の著しい都市内中小河川の流域

（カ） 自然公園法第2条第1項で規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域

（キ） その他人口増加が著しいなど上記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

公共下水道・特定環境保全公共下水道		農業集落排水施設	漁業集落排水施設
管渠等	終末処理場		
※斜線部分は交付税措置分（事業費補正分：処理区域内人口密度に依り44%～16%、単位費用算入分：5%）		斜線部分は交付税措置分（事業費補正分：44%、単位費用算入分：5%）	斜線部分は交付税措置分（事業費補正分：44%、単位費用算入分：5%）
コミュニティ・プラント	浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽設置整備事業（個人）	
	斜線部分は交付税措置分（事業費補正分：44%、単位費用算入分：5%）		

主な生活排水処理施設の建設財源モデル

抜粋：「下水道経営ハンドブック 平成26年度版 下水道事業経営研究会編集 ぎょうせい」